

広島県告示第千三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和六年十二月十二日までの間、縦覧に供する。

令和六年十一月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道千代田八千代線	山県郡北広島町南方字一野埜二二〇八〇番地先から 山県郡北広島町南方字一野埜二二〇八〇番地先まで	令和六年十一月二十八日